

岐阜県立看護大学における新型インフルエンザ対策について

(平成21年5月18日 健康・安全特別会議決定)

現在、国内でも新型インフルエンザの感染が発生し、今後も拡大が予想されるなか、国や地方公共団体をはじめ各関係機関において緊急にその対策を進めている。

岐阜県においても新型インフルエンザ対策本部が設置され、刻々と変わる状況や国の方針に応じ対策を講じているところである。

岐阜県立看護大学においては、これまで学校感染症が発生した場合の対応について定めているところではあるが、今回の新型インフルエンザについては、ワクチンも開発されておらず全国的な感染が容易に予想されることから、緊急に対策方針を定めるものとする。

1 趣 旨

学生及び教職員の健康被害を最小限にとどめ、大学の果たすべき教育・研究・地域貢献への影響を可能な限り少なくするため、責任ある組織体制で秩序ある行動を行うため本方針を定める。また同時に、県立機関として学生、教職員のみならず外部に対する感染の拡大防止にも配慮するものとする。

2 方針の決定

大学として新型インフルエンザへの対応を柔軟に、かつスピーディに対応するため、学内に設置されている健康・安全特別会議において関連する対策について意思決定する。なお、方針の決定にあたっては、国及び県から示される方針及び具体的対策と齟齬のないように進める。

3 対 応

新型インフルエンザへの対応を検討するにあたっては、多様なケースが考えられるが、大きく発生段階ごとに分けて以下の対応を基本とする。

(1) 他県(愛知県を除く)で感染が発生した場合

大 学	<ul style="list-style-type: none">・消毒用品の整備・情報の随時提供
学 生	<ul style="list-style-type: none">・手洗い等の呼びかけ・体調不良等の自己報告・サークルの発生地域方面への移動禁止・発生地域方面への私的な旅行等の自粛
教職員	<ul style="list-style-type: none">・手洗い等の呼びかけ・発生地域方面への不要不急の出張等の自粛・発生地域方面からの勤務職員について登庁時の手洗い等の呼びかけ及び健康状況の確認

(2) 県内及び愛知県で感染が発生した場合（以下の場合を除く）

大 学	<ul style="list-style-type: none">・ 学生間で感染の可能性が高く、授業等を継続することにより感染の機会が増大すると判断される場合において、休校又は登校制限を検討（県からの要請の場合を含む）。決定に際しては、県の担当部局の方針、情報等を参考に判断する。なお、休校とは実習を含むすべての授業、サークル活動、ボランティア活動等の停止を意味するとともに、同時に図書館、体育館等も閉鎖する。・ 休校措置等の有無にかかわらず、感染拡大の防止のため部外者の施設利用の禁止
学 生	<ul style="list-style-type: none">・ マスク着用等を義務とする。・ サークル活動の禁止・ 対人を対象とするアルバイトの自粛・ 登校制限及び休校の場合は自宅等からの外出を自粛、在宅学習とする。・ 体調不良等の報告
教職員	<ul style="list-style-type: none">・ マスク着用等を義務とする。・ 不要不急の出張等の自粛・ 体調不良等の報告・ 自宅研修（待機）も検討

(3) 岐阜地域圏内及び隣接市町村内で感染が発生した場合（以下の場合を除く）

大 学	<ul style="list-style-type: none">・ 休校に向けて検討。県の担当部局の方針、情報等を参考に判断する。
学 生	<ul style="list-style-type: none">・ 上記（ 2 ）と同様
教職員	<ul style="list-style-type: none">・ 上記（ 2 ）と同様

* 岐阜地域圏内とは、岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町の各市町の範囲内をいう。

(4) 羽島市内で感染が発生した場合

大 学	<ul style="list-style-type: none">・ 休校
学 生	<ul style="list-style-type: none">・ 自宅等からの外出を自粛し在宅学習・ 外出を伴うアルバイトの禁止・ 体調不良等の報告
教職員	<ul style="list-style-type: none">・ 上記（ 2 ）と同様

(5) 学生又は教職員が感染した場合

大 学	<ul style="list-style-type: none">・ 休校
学 生	<ul style="list-style-type: none">・ 自宅等からの外出を自粛し在宅学習・ 外出を伴うアルバイトの禁止・ 体調不良等の報告
教職員	<ul style="list-style-type: none">・ 教員については学生との接触が濃厚と推察されることから在宅研修とし、外出を自粛する。なお、出勤を求める者については休校措置時に検討。・ 事務職員については状況により自宅待機も検討。

4 関連事項

- (1) 非常勤講師については、方針案の決定後速やかに大学の方針を説明するとともに、休校措置及び解除を行った場合の連絡先を確認しておく。
- (2) 実習施設については、方針案の決定後速やかに大学の方針を説明し、休校措置時の協力を文書にて依頼する。
- (3) 警備、清掃事業等の大学関係者については、方針案の決定後速やかに日常の感染予防の依頼を行うとともに、大学の方針説明、関係者が感染者となった場合の学内への出入り停止の依頼を行う。
- (4) 休校措置及び解除をはじめとする緊急時の諸連絡について学生へ確実に周知できるように連絡体制を事前に確立しておく。また、教職員の連絡網についても同様に整備する。
- (5) 休校措置は、その時点での感染状況や授業の実施状況に応じ、実施期間など内容について画一的な対応ではなく個別な対応も行う。なお、これについては、教職員、学生とも十分理解し、前記(4)の連絡網での連絡を確実に行うことが必要である。
- (6) 休校措置及び解除(上記個別対応も含む)についての外部への周知について事前に連絡先及び連絡方法並びに連絡担当者を定めておく。(実習施設については、講座単位でこれらを定める)
- (7) 休校時において対策を検討する場合、健康・安全特別会議の開催は電話等の方法により実施する。なお、休校を解除するにあたっては、安全性の確保(教職員及び学生の健康状態、周辺地域の発症の状況、通学時の感染の恐れの有無等)の他、実習施設の状況などにより解除の内容(全面又は一部)を判断する。
- (8) 休校時の授業の補填については事前に教務委員会において検討し対策を決定する。決定後は、学生、教職員に周知し、解除後において確実に実行する。